

校務支援システム再構築に係る調査・検討支援業務委託  
企画提案コンペ参加仕様書

## 1 目的

本県における校務DXを継続的に推進し、教職員の負担軽減、校務品質の向上、データ利活用の促進、及び国の教育DXに係るKPI等を踏まえた制度・標準への適合を図るため、現行校務支援システムの再構築(又は更新)を計画している。

※本仕様書における「更新」とは、現行システムを原則として変更せず、継続利用のために契約更新、保守延長、機器・基盤の更新等を行うことをいう(機能・要件の大幅な見直しや新規調達を伴う「再構築」とは区別する)。

本委託業務は、次期システムのあるべき姿(To-Be)を明確化し、調達仕様等を整備することで、令和9年度の調達・契約、令和10年4月1日の稼働を確実にすることを目的とする。

## 2 業務の内容

- (1)業務名 校務支援システム再構築に係る調査・検討支援業務委託
- (2)履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日までとする。
- (3)業務内容 校務支援システム再構築に係る調査・検討支援業務委託仕様書のとおり

## 3 契約上限額

金 29,920,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

## 4 参加資格

### (1)参加者資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

### (2)最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者。
- ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 不適合事項

次にいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1)参加する資格のない者が提案したとき。
- (2)参加者が本企画提案コンペに対し2つ以上の提案をしたとき。
- (3)参加者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4)参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5)見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字に誤脱があったとき、又は識別しがたい見積、又は、金額を訂正した見積をしたとき。
- (6)契約上限額を超える金額で見積をしたとき。
- (7)提案書類が提出期限を超えて提出されたとき。
- (8)必要書類の不足があるとき。
- (9)提案の選定に先立ち適否評価を行い、その結果「否」と判定されたとき。  
(ただし、提案件数が少数である場合は、適否評価を省く場合がある。)
- (10)その他、契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 6 企画提案コンペの参加意思表示

当企画提案コンペに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次のとおり参加資格確認申請書を作成して提出してください。

### (1)提出を求める申請書及び提出部数

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)……………1部

イ 企画提案コンペ参加資格確認申請書に記載した添付書類…各1部

なお、イの添付書類の内容は、名簿登録状況や委任の有無等の条件によって異なります。必ずアの申請書の項目を確認のうえ不備のないよう準備してください。

### (2)提出期限

令和8年4月16日(木) 17時まで(必着)

### (3)提出先

下記16の担当所属に提出してください。

### (4)提出方法

企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参または郵便もしくは民間事業者による信書便で提出してください。ただし、押印を省略した場合は、電子メールにより提出することも可とします。

なお、郵送及び民間事業者による信書便または電子メールにより提出する場合は、電話にて提出先まで到着の確認を行うこと。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で下記16の担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

### (5)企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

提出された上記6(1)等により、資格審査を行います。

資格審査の結果は、令和8年4月28日(火)15時までに電子メールで通知します。

## 7 企画提案資料の提出期限及び提出先

### (1)提出期限

令和8年5月12日(火) 17時まで(必着)

### (2)提出先

下記16の担当所属に提出してください。

### (3)提出方法

企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参または郵便もしくは民間事業者による信書便で提出してください。ただし、押印を省略した場合は、電子メールにより提出することも可とします。

なお、郵送及び民間事業者による信書便または電子メールにより提出する場合は、電話にて提出先まで到着の確認を行うこと。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で下記16の担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

## 8 提出を求める企画提案資料及び提出部数

上記の参加資格確認結果において、参加資格があると認められた者にあつては、下記により、企画提案書等を作成して提出してください。ただし、電子メールの場合は、電子メールの提出のみで構いません。

- (1)企画提案書(任意様式)……………10部(正本1部、写し9部)
  - ・別紙仕様書および提案書記載依頼事項に基づき提案してください。なお、提案にあつて、提案書記載依頼事項以外の内容について記載が必要な場合は適宜補足してください。
  - ・提案書の規格は、原則として日本工業規格 A4 版(A3 版による折り込み可)、両面長辺綴じ印刷、表紙含め 15 ページ以内、文字サイズ 11 ポイント以上、ページ番号を記載し作成してください。なお、A3 版の場合は2ページとみなします。
- (2)付属資料……………10部(正本1部、写し9部)
  - ・提案書記載依頼事項に提案書記載ページを付したものを添付してください。
  - ・提案書本文の補足説明用資料が必要な場合は適宜添付してください。
- (3)見積書及び見積内訳書……………10部(正本1部、写し9部)
  - ・見積金額は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に 110 分の 100 を掛けた額)としてください。(契約金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)
  - ・見積金額は本業務の履行に要するすべての経費を含めて記載してください。
  - ・積算根拠が分かる見積内訳書を添付してください。(任意様式)
  - ・積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
  - ・押印は省略可能ですが、その場合は見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名及び電話番号を記入してください。なお、発行責任者と担当者は同一でも可です。

## 9 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

本件に関する質問(企画提案の手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の企画提案及び契約に関する一切の事項)がある場合は、次のとおり文書により行ってください。

- (1)質問の受付期限  
令和8年4月10日(金) 17時まで (必着)
- (2)質問の提出  
当企画提案コンペに関する質問は、文書(任意様式、ただし、規格は A4 版)にて行うものとし、下記に記載の担当課まで持参、電子メールのいずれかの方法で提出してください。電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。  
なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話番号、電子メールアドレスを明記してください。
- (3)質問の提出先  
下記 16 の担当所属に示す所属
- (4)質問に対する回答  
提出のあった質問に対する回答は、令和8年4月15日(水)17時までに、三重県ホームページに掲載します。
- (5)その他  
本件の条項その他に関し疑義がある場合は、下記 16 の担当所属に示す所属に説明を求め、十分確認すること。企画提案コンペ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできないものとします。

## 10 最優秀提案の選定・評価方法

### (1)選定方法

本参加仕様書に基づき提出された企画提案資料の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施し、別に設置する「校務支援システム再構築に係る調査・検討支援業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、総合的な評価を行い、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

なお、企画提案資料の提出が10件以上となった場合は、選定委員会において、提出された企画提案資料の適否評価を行い、提案者を選定した上で、当該提案者によるプレゼンテーションを実施する。

また、選定委員会において、契約締結権者が求める基準に達する提案がないと評価したときは、最優秀提案を選定しないこともある。

### (2)評価方法

提出された企画提案資料は、下記の評価項目でそれぞれ評価点数を付け、その総合点で最優秀提案を決定する。

審査項目	審査内容
有効性	業務目的を達成するために、具体的かつ効果的なアプローチが検討されているか。
企画性	業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容となっているか。
計画性	業務実施体制及び業務スケジュールが適切に計画されているか。 業務を円滑に遂行するための工程管理体制及び手法が説明されているか。 県への作業負担が少ない提案となっているか。
業務遂行能力	業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。また、提案内容について、十分な技術的知見や提案力を有していると判断できるか。
経済性	見積書の内訳に記載された各工程の作業工数及び金額が、費用対効果の観点から適切な内容となっているか。

## 11 審査の実施

### (1)適否評価

企画提案資料の提出が10件以上となった場合のみ実施する。

ア 評価日 令和8年5月13日(水)予定

イ 評価結果通知

企画提案資料を提出されたすべての者に対し、審査結果並びに選定委員会(プレゼンテーション)の開催について、令和8年5月14日(木)までに電子メールにて通知します。

### (2)プレゼンテーション

ア 実施日時 令和8年5月19日(火)(予定)

イ 実施方法 オンライン(Teams)

- ・プレゼンテーションによる説明は、8で提出のあった企画提案書(紙)及び画面共有機能による投影により行います。なお、提出済みの企画提案書と画面共有機能により投影する資料について、内容の差異や追加記述があった場合は、提出のあった企画提案資料の内容により審査・選考を行います。

## ウ その他

- ・プレゼンテーションは、上記8で提出のあった企画提案書により、15 分以内で説明してください。なお、15 分以内の説明終了後に別途説明内容への質疑応答として 15 分間を設定します。
- ・プレゼンテーションを行った者は、本委託業務に従事することとする。

## 12 審査の結果

最優秀提案が決定した後、最優秀提案者に速やかに通知します。(5月20日(水)予定)  
なお、選定結果(最優秀提案事業者名、採点結果)については、三重県のホームページにて公表します。

また、選定の結果に対する異議申し立ては一切受け付けません。

## 13 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1)消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)(有料)」(所管税務署が企画提案資料提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
- (2)三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案資料提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し
- (3)過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(提出ができない場合は、下記の契約保証金を納付いただきます。)
- (4)三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録していない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」を提出してください。
- (5)下記16の担当所属に示す所属に持参、電子メール、郵便または民間事業者による信書便による送付にて提出してください。

## 14 契約方法に関する事項

- (1)予定価格の範囲内で最優秀提案者と契約を締結する。
- (2)契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3)契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4)契約は、三重県教育委員会事務局 教育総務課において行う。

## 15 その他

- (1)見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)契約書作成の要否 要
- (3)暴力団等排除措置要綱による契約の解除  
契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- (4)不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置
  - ・受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。))による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
    - ア 断固として不当介入を拒否すること。
    - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
    - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
  - 工 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
  - ・契約締結権者は、最優秀提案者が(4)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (5)提出された企画提案書等は返還しません。
- (6)企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、企画提案者の負担となります。
- (7)提出された各資料については、再提出は認めません。
- (8)企画提案されたものは、見積書の中ですべて実現できるものと判断します。
- (9)成果物の著作権は、業務仕様書に記載のとおりとします。
- (10)提出されたすべての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (11)受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ、適切に対応するものとします。
- (12)契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (13)事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と業務受託者が協議の上、実施するものとします。
- (14)その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによるものとします。(三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に記載しています。)

## 16 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県教育委員会事務局 教育総務課 教育 ICT 化推進班 担当 北川  
TEL:059-224-3008 E-Mail:mejoho@pref.mie.lg.jp